

アラン・シャンド『銀行簿記精法』に関する一考察

片岡泰彦

第1節 序

大蔵省は、明治6年(1873年)12月に『銀行簿記精法』五巻本を刊行した。この文献は、スコットランド人のアレクサンダー・アラン・シャンド(Alexander Allan Shand)が執筆した原文を、翻訳加筆したものである。

同じく明治6年6月と明治7年6月には、福沢諭吉の『帳合之法』が出版された。この『帳合之法』は、Bryant & Stratton's Common School Bookkeeping, 1871, New Yorkからの翻訳である¹⁾。

さらに、明治6年と明治10年に、加藤斌の『商家必用』が刊行された。この『商家必用』は、W. Inglis 著, Book-Keeping by Single and Double entry, London and Edinburgh, 1872の翻訳である²⁾。

日本会計史上、明治6年という年は、3冊の簿記書が出版されたという観点から、極めて重要な意義を有する。したがって、この『銀行簿記精法』は、福沢諭吉の『帳合之法』そして加藤斌の『商家必用』とともに、日本簿記史上燦然と輝く、三大簿記文献の一つと称することができる。

さらに文部省は、小・中学校の簿記教科書として、明治8年3月と10月、明治9年9月に、『馬耳蘇氏記簿法』5冊本を出版した。この本は、アメリカ人クリストファー・コロンプス・マルシュ(Christopher Columbus Marsh)の2冊の原典を、小林儀秀が翻訳したものである³⁾。

ただし、『帳合之法』、『商家必用』そして『馬耳蘇氏記簿法』等が、商業簿記を対象としたのに対し、この『銀行簿記精法』は、名前の通り、銀行簿記をターゲットとしていた。事実、この『銀行簿記精法』は、わが国最初の株式会社として設立された第一国立銀行と深い関係にあった。

わが国の銀行制度確立の基礎となった国立銀行条例は、大蔵大輔井上薫、紙幣頭従五位芳川顕正、大蔵大丞渋沢栄一等の協力で明治5年に公布された。

そしてこの条例に従って、第一国立銀行が設立されるが、その設立に指導的役割を果たしたのが、銀行条例草案作成の中心人物であった渋沢栄一であった⁴⁾。

さらに、第一国立銀行における会計実務遂行のために、『銀行簿記精法』で解説されたシャンド・システムが採用されるのである。

そしてこの『銀行簿記精法』の序文を執筆した芳川顕正は、序文の中で、シャンドが善く銀行

の事務に精通していることを記述している。

第一巻の凡例の末尾にあるアラン・シャンドによる芳川顕正への建言の中には、帝国日本政府が国立銀行条例を頒布することが記述されている。

五巻本のうちの第一巻は、序文、凡例22葉、本文16葉の書体第一から書体第七までが論述されている。第二巻は本文34葉で、書体第八から書体第二十一までが解説されている。第三巻は、本文35葉、書体第二十二から第三十五までが記述されている。第四巻は、本文35葉、書体第三十六から書体第五十までが解説されている。第五巻は、29葉、書体第五十一から、書体第六十一までと、書体第二十から書体第五十九までの追加が論述されている。本稿は、大蔵省刊行の『銀行簿記精法』に、若干の考察を加えることを目的とする。

注

- 1) 『帳合之法』については、拙著『複式簿記発達史論』大東文化大学経営研究所、2007年3月、335-356頁を参照されたい。
- 2) 『商家必用』については、前掲書、357-382頁を参照のこと。
- 3) 『馬耳蘇氏記簿法』については、前掲書、383-416頁を参照。
- 4) 黒沢清『日本会計制度発展史』財経詳報社、平成2年、6頁。

第2節 『銀行簿記精法』と国立銀行条例

わが国の銀行制度創設に法律上の基礎を与えたのは、国立銀行条例である。この条例は、明治5年(1872年)8月に制定され、11月に発布されている。そして、前年(明治4年)、アメリカの銀行制度調査のために渡米していた大蔵少輔伊藤博文から、国立銀行制度についての意見書が提出され、この意見書に基づいて、国立銀行条例が作成されたのである。

そして、明治6年(1873年)6月11日には、第一国立銀行の創設総会が開かれ、7月20日には開業の免許が出され、8月1日から営業が開始されたのである。

しかし、官指導の下に遂行された第一国立銀行設立の舞台裏では、民の大きな力があったことを注目すべきである。

この国立銀行条例制定以前に、江戸時代からの商人であり金融業者である小野組の小野善助、三井組の三井八郎衛門は、それぞれ別々に、銀行設立に関する請願を大蔵省へ提出していた。しかしその時の大蔵大丞渋沢栄一は、その請願を却下し、その代わりに三井小野組合銀行の設立を勧告した。そして、国立銀行条例発布直前に、三井小野組合銀行は設立された。この三井小野組合銀行の設立準備は、明治4年頃から開始され、明治5年8月には成立し、銀行業務を開始する。ただし、この三井小野組合銀行は、国立銀行条例に従い設立される第一国立銀行にとって代わった。すなわち、国立銀行とは名前のみで、実際には私営の民間銀行であり、国の法律に基づいて設立された民間の銀行であった。

明治5年11月22日には、第一国立銀行の株金募集の公告が、東京日々新聞に掲載された。発起

人は三井八郎衛門、小野善助、三井三郎助、小野善右衛門、三野村利左衛門の五名であった。そして資本金300万円の予定で株式の公募が遂行された。しかし、三井及び小野組が1万株ずつの2万株(200万円)を出資し、一般公募は4,408株(44万800円)にしかすぎず、合計2,440,800円の資本金をもって第一国立銀行は発足した¹⁾。

明治6年6月11日に開かれた創立総会で、頭取等の役員を決定した。頭取は、三井組と小野組が、1ヶ月ごとに交代で当たることになり、三井八郎衛門と小野善助がその任務を遂行することとなった。ただし、頭取の上に総監役として大蔵省を退官した渋沢栄一が就任した。すなわち、第一国立銀行の実権は、渋沢栄一が握り、三井小野組合銀行は解散した。

この第一国立銀行の経営のためには、正式な欧米の会計制度の採用が急務であった。そこで大蔵省は、会計に精通していたアラン・シャンドを雇入れ、銀行簿記の編集と執筆に当らせた。アラン・シャンドは、この要請に応じて、ごく短期間に、英文による『銀行簿記精法』を書き上げたのである。したがって、このシャンドの『銀行簿記精法』は、第一国立銀行の会計実務のために作成されたものである。『銀行簿記精法』の第一巻本文のはじめには、本書に関連した人々の官職、氏名、仕事名が次のように書かれている。

紙幣頭従五位	芳川顕正	督纂	
紙幣頭書記官英人	阿爾噠暹度	述	
紙幣寮九等出仕	海老原濟	訳	
紙幣寮九等出仕	梅浦精一	訳	
紙幣権助	小林雄七郎	} 刪補校正	
紙幣寮九等出仕	宇佐川秀次郎		
紙幣寮九等出仕	丹吉人		

国立銀行条例の制定は明治5年8月、『銀行簿記精法』の出版は明治6年12月であったから、制定後1年4ヶ月の間に、シャンドが英文で論述し、それを海老原と梅浦が翻訳し、小林、宇佐川、丹等が刪補・校正したのである。そして、この作業は芳川顕正の責任で遂行された。芳川は、本書の序文で、次のように「天下の事会計より重きはなし」という有名な序文を執筆した。

「天下の事会計より重きはなし、経費の多寡これに非れば、明らかにならず、出納の得失これに非れば中らず、経費の多寡明かならずして出納の得失中らずんば天下の事何を以て、立つことを得んや、是を以て会計の事あれば、必ず会計の録あり、苟も会計の録備はらずんば経費の多寡出納の得失その一端を見んと欲するも猶且つ得べからず、……(省略)、聞く英人暹度なるもの善く銀行の事務に通ぜり、果して然らば速かに正院に稟議して之を紙幣寮に傭招し、以て銀行の事を助けしめん……(省略)」

この序文は、大蔵大輔井上馨のシャンド推薦の言葉もあり、『銀行簿記精法』の基礎をなすものである。

序文の次には、芳川の親友福地源一郎の推選の言葉がある。「……銀行の商業この書を標本として、その簿記を整理し、財本流融の効を以て、漸くその利を世上に及さんことを是自から、君の祈望し、君の誘導する所なりと、僕深く之を信す、謹んで校本を返上す、拜具謹言」君の信友福地源一郎

当時、明治政府は多額の不換紙幣を発行し、膨大なインフレーションを引き起こしていた。このインフレーションの問題を解決することが大きな課題であった。明治6年に創立された第一国立銀行をはじめとして、国立銀行条例により全国各地に設立された国立銀行は、すべて銀行券発行の権限を与えられた。そして明治政府は、各銀行への銀行券発行の権限付与によって、インフレーションを抑制しようとする政策に大きな期待を持ったのである。しかし、この期待は達成されなかった。

各銀行は、資本金の60%まで紙幣を発行することが認められ、残りの40%を正貨で準備して兌換にあてなければならなかった。この条件は厳しすぎた。

そして各銀行は、必要な正貨準備の条件に従って、銀行券を発行したが、銀行券の受取人は、ただちに正貨との兌換を請求した。したがって各銀行は運転資金の不足に悩まされたのである。

1876年（明治9年）、政府は条例を改正して正貨兌換を廃止し、資本金の80%まで紙幣を発行できることとした。その結果、銀行業の営業は活発となったが、一層のインフレーションを引き起こすこととなった。

そこで政府は、国立銀行の発券制度を廃止し、中央銀行を設立し、銀行券の発行を中央銀行に遂行させることとした。明治15年、日本銀行条例の制定に基づいて、日本銀行が明治15年10月10日に開業した。そしてすべての国立銀行は、発券銀行から普通銀行へと変わったのである²⁾。

注

- 1) 黒沢清 『日本会計制度発展史』 7頁
- 2) 黒沢清、前掲書、11-12頁

第3節 アラン・シャンドの経歴

アラン・シャンドの経歴に関しては、西川孝治郎氏の文献¹⁾に詳述されている。そこで、西川氏の文献に依存し、解説する。

アレキサンダー・アラン・シャンド (Alexander Allan Shand) は、『銀行簿記精法』の中では、英人「阿爾噠暹度」という漢字名で登場する。このアラン・シャンドは、1844年2月11日に、スコットランドのアバディンで誕生した。

1866年（慶応2年）に、Chartered Mercantile Bank of India, London & China の一員として来航し、横浜にて勤務する。この銀行は、1858年の創立で、横浜支店の開設は1864年と言われている。そしてシャンドは、1869年（明治2年）に、当銀行の Acting Manager となる。横浜支店には、シャ

ンドの他に、Acting Accountant のヘンダーソン (Henderson) と Assistant Accountant のワトソン (Watson) という2人の外人が勤務していた。

日本国政府は、明治3年末に、大蔵少輔の伊藤博文等をアメリカに派遣し、財政及び金融等に関する制度の調査をさせた。その時の随員の1人に芳川顕正がいた。芳川はイギリスで、銀行制度を勉強し、わが国銀行制度の設立に従事した。

1872年(明治5年)、大蔵省はアラン・シャンドを雇入れることを決定し、7月5日にシャンド雇入れの稟議書が大政官に提出され、7月8日に認可された。

アラン・シャンドの勤務場所は大蔵省紙幣寮、地位は附属書記官、契約期間は3年、月給は初年度450円、以後500円であった。そしてシャンドは銀行簿記の編集執筆に従事したのである。

そして1873年(明治6年)に、銀行簿記精法の原稿を完成し、大蔵官員及び第一国立銀行員に対し、簿記の講義を遂行した。

この英文からの翻訳は、紙幣頭の芳川顕正の責任で行われた。邦訳は海老原濟と梅浦精一の2人が遂行し、刪補と校正を小林雄七郎、宇佐川秀次郎そして丹吉人の3人が担当した。

明治6年8月に、箱根に滞在中、男児モンタギューが急死し、芦の湖畔の万福寺に葬る。しかしこのことが原因で病気となったシャンド夫妻は、10月に1年間の予定でイギリスへ帰国する。シャンド帰国後の明治6年12月に、『銀行簿記精法』五巻が大蔵省から出版される。

シャンドは、明治7年10月に再来日して、紙幣寮外国書記官兼顧問長に任ぜられる。そして銀行学局の教授指導となり、銀行検査官等を兼務する。

明治7年11月第一国立銀行の大株主であった小野組が破産した。そこで大蔵省は明治8年3月に、同組合の破産事件調査のため、シャンドを検査役に任命した。そして調査後シャンドは、「第一国立銀行検査報告書」を紙幣寮に提出したのである²⁾。

明治8年以後、シャンドは多くの業績を完成する。その中には、『銀行大意』『日本国立銀行事務取扱方』等があった。

1877年(明治10年)2月に、紙幣寮改革のために解職され、3月にイギリスへ帰国したと言われている。シャンドは、帰国後にはロンドンのアライアンス銀行 (Alliance Bank) に入行する。

1881年(明治14年)、大隈重信はシャンドを日本に招聘する手紙を送るが実現しなかった。

1892年(明治25年)に、アライアンス銀行は、パース銀行と合併し、シャンドはロンバート街支店長となる。1908年(明治41年)、日本国政府は、シャンドに対し勲二等瑞宝章を贈った。

1918年(大正7年)には、パース銀行の取締役を辞任し、南英のチャドレに隠退する。

そして1930年(昭和5年)4月、ドーセット州のパークストーン (Parkstone) で没した。シャンドの墓は、ロンドンの西南サリー州のブルックウッド墓地にある。

注

1) 西川孝治郎『日本簿記史談』同文館出版、昭和46年、118頁-187頁。

2) 片野一郎『日本・銀行会計制度史』(増補版)同文館出版、昭和52年、34頁。

第4節 複式簿記の詳説

I 複式簿記の構造

『銀行簿記精法』の第一巻の一葉から十三葉にかけて、複式簿記の初歩的構造と銀行取引の仕訳方法についての解説がなされている。

複式簿記の構造は、単記（＝単式簿記）と複記（＝複式簿記）の内容と相違点、銀行取引の仕訳における借方と貸方の意義についての説明がある。

凡例には、複式簿記についての説明があるが、現代的に多少の修正を加えて、次に示す。

「簿記法は、勘定を附込む法を云う義にして、其方法には二種あり、一種を単記（シングル・エントリー）と云い、もう一種を複記（ダブル・エントリー）と云う。単記とは一重に附込むという云う意味にして、元帳即（ち）大帳に於いて、各勘定を貸方と借方の両方に二重に附込むことなきものを云う。複記とは二重に附込むことを云う義にして、其元帳、即（ち）大帳に於て既に甲の部の貸方に記入したる金高を、又重て乙の部の借方に記し、丙の部の借方に載せたる勘定を又重て丁の部の貸方に記する者を云う。譬へば、東部銀行へ金千円を差出し、当座預（金）となす者あれば、元帳の金銀（或は正金と書く）の部の借方に、千円当座預（金）と記し、又重ねて其当座預（金）の部の貸方に、千円金銀と載するが如きなり」

「同勘定の貸と借と両方に記するを以て、元帳の貸方の総金額は、必ず借方の総金額と同額なるべきなり。故に、会計を録する者其記録計算等に誤謬がなきや否やを知らんと欲せば、先ず貸方を合等し又借方を合等して、両方の総額を突合わすべきなり、若両方の金額が符合すれば、是れ記録計算等の正きなり、差違あれば是記録か又は計等に誤謬あるなり。比を以て複記の法を用ゆれば、如何程混雑したる勘定にても、唯貸借両方を突合わす一事を以て、全体の正誤を判することを得るのみにならず、若誤謬あれば、其本原を索出し、直ちに之を改正することを得るなり。単記の法にては、斯く貸借交も正す所の方法なし。故に、当時欧亜各国の官署買肆工場を論ぜず、苟も許多の出納を行う所には、皆複記の方法を用いざるはなし。今、読者の会得を便せし為左に元帳の書体を掲ぐ。イロハ符は各勘定の貸借両方に出ることを標するなり。

但簿記法に於ては、日締帳、日記帳と云う他の簿冊ありて初め先づ、此等の簿冊に記し追て、元帳に転記することなり。このことは本篇を見て知るべし」

簿記法とは、勘定を記録する法である。そして簿記法には二種の法がある。一種を単記（＝単式簿記）と云い、もう一種を複記（＝複式簿記）と云う。単記とは、一重に記録する意味であり、元帳または大帳の借方と貸方の両方に、二重に記録しないものである。

複記とは、二重に記録する意味であつて、元帳または大帳の借方と貸方の両方に、二重に記録するものである。例えば、東部銀行へ、千円を預金した者は、元帳の借方に千円当座預金と記入

し、貸方に千円金銀と記入するのである。

さらに、元帳の借方合計と貸方合計は必ず一致するのである。したがって会計を記録する者は、その記録計算に誤りがないかどうかを知りたいならば、借方と貸方の総額を突合わせて、金額が一致すれば正しく、一致しなければ正しくないのである。すなわち貸借の両方を突合わすことで正誤の判断が可能となるのである。

次に借方と貸方について詳細な解説がある。

「単記と複記との区別を説明せりと雖も、簿記法に於て猶読者の解し易からざる者あり。貸方借方の両語是なり。世間一般に負債する者をは、誰より負債せしを問はず、概して之を借方1名とする。然れも簿記法に於ては必ず簿記の持主たる者を以て主となし独此持主たる者より債を負う者、金を受ける者を以て借方となす。嘗て他より債を負う者を借方と称することなし。又世間一般に人に債を負はしむる者は、其誰に債を負はしむるに拘はらず、概して皆之を貸方と唱うることなれども、簿記法に於いては、唯簿冊（＝帳簿）の持主たる者に債を負はしむる者、金を与える者のみを貸方と唱へ、他に債を負はしめる者をば嘗て貸方と名くすることなし。故に、前に掲げたる元帳の持主は東部銀行なれば、借方に記したる者は東部銀行より負債せる者なり、金を受ける者なり。貸方と記したる者は、又東部銀行に債を負はせたる者、金を与えたる者なり。且世間の所謂貸方借方なる者は、唯人を云うに止る、嘗て物と事に及ばず。然れば簿記法に於ては、簿冊の持主に貸す者、与う者は、人と物と事を問はず、皆概して之を貸方と唱え、苟も之より借る者は人と物と事とを論ぜず、又概して之を借方と唱うるなり。故に株主預人は人にして貸方となることを得る、金銀地所等は物にして貸方借方たることを得る、損益勘定、割引勘定は事にして亦貸方借方たること得るなり。蓋（し）世間人の債を負う者を謂て借方となし、債を負はしむる者を謂て貸方となすと雖も、物と事との債を負い、債を負はしむる者を謂て貸方借方と名づくることを怪む所以は、人の貸借は其事外に発現し、人の能く慣習する所なりと雖も、物と事との貸借はその理稍微妙にして、人の未だ融合せざる所なればなり。」

読者の理解し易くないもの、すなわち理解し難いものとして借方と貸方の2つの用語があるのである。この用語は世間一般の意味ではなく、簿記法における意味を解説している。

簿記法においては、ただ帳簿の持主に対し、金を与え、債務を負わしめた者を貸方と唱え、持主から金を受取り、債を負った者を借方と云うのである。したがって、元帳の持主たる東部銀行より金を受取り、負債した者は借方であり、東部銀行に金を預け、東部銀行に債を負わしめた者は貸方となるのである。

さらに世間一般で、借方貸方という時は、ただ人のことを云うが、簿記法においては、人と物と事を問はず、借方、貸方と云うのである。すなわち、金銀、地所、損益勘定、割引勘定等も借方、貸方となるのである。

次に、借方と貸方の意味をより理解し易くするために、例をあげて解説している。現代文に多少修正して次に示す。

甲蔵と云う者あり、一銭の貯えもない、東都銀行之に金十万円を貸すときは、甲蔵はこの銀行

に対し、10万円の借方となるは論を待たない。この金銀と云う者は空名にして一銭の価値もない。

しかるに東部銀行にて株主より10万円を取立て、之を金銀に付与するときは、金銀が始めて10万円の価値を生ずるにより、金銀はこの銀行に対し10万円の借方となるのは論を待たないのである。

また、乙助なる者が銀行に21円を与えれば、乙助は貸方なり。これと同様にして、銀行にて受取手形を割引し、その歩合として21円を得れば、割引は則ちこの金の貸方なり。

故に、簿記法に於ては、総てその簿冊の持主たる者より債を負う者は、人と物と事とを問はず、皆之を借方と名付け、之に債を負はしむる者は、人と物と事とを論ぜず、概して之を貸方と称するなり。

次に借方と貸方の意義について解説している。

第一 総て負債する者を借方となさず、ただ簿冊の持主たる者より債を負う者を借方となす。

第二 総て債を負わしむる者を貸方となさず、ただ簿冊の持主たる者に債を負わしむる者を貸方となす。

第三 簿冊の持主たる者より負債する者は、人と物と事とを問はず、皆之を借方と云う。

第四 簿冊の持主たる者に債を負はしむる者は、人と物と事とを論ぜず、皆之を貸方と云う。

第五 一度入れて返すことなき者を、亦借方と云う。

第六 一度出て返ることなき者を、亦貸方と云う。

前に掲げたる元帳は、東部銀行の持物なれば、その借方は、この銀行より債を負う者なり、貸方はこの銀行に債を負はしむる者なり。しかるに金銀の部の借方の摘要に株主に紙幣に等と記し、その貸方の摘要に、地所、公債証書等と録する者は、只簡略に記したる者にて、もし充分に記すときは、次のように記録する。

金銀（は銀行に対し借方 銀行は）株主に借方

金銀（は銀行に対し借方 銀行は）紙幣に借方

金銀（は銀行に対し貸方 銀行は）地所に貸方

金銀（は銀行に対し貸方 銀行は）債証書に対し貸方

と書すべきは必ずであるが（ ）の部分の文章は略したのである。もし之を入れるときは、貸借は総て銀行に対しての貸借なることは判然たることなり。ただ金銀の部に止らず、何れの部の貸借と雖も、皆この理を以て推すべきである。

II 取引仕訳の例題

次に東都銀行をモデルとする銀行取引について7つの仕訳例題が示される。

(1) 第1例

3月1日に、50人の株主が、東都銀行設立のため、合計10万円の元金を出資する。この取引の仕訳は、正金勘定の借方10万円、株主勘定貸方の10万円と記入する。

正金 借方10万円 株主 貸方10万円

(2) 第2例

3月2日に、銀行の頭取が地所1万円を買入れ、その代金を正金(=現金)で支払う。銀行は地所を買入れるのに、負債することなく、支払う1万円はその元金から出金する。この取引の仕訳は、地所勘定の借方1万円、金銀勘定の貸方1万円と記入する。

地所 借方1万円 金銀 貸方1万円

(3) 第3例

3月4日に銀行において通用紙幣の抵当として、公債証書を政府へ上納するため、元金の一部でこれを買入れる。公債証書の金額は5万円なので5万円を銀行から出金する。この取引の仕訳は、公債証書勘定の借方5万円と金銀勘定の貸方5万円と記入する。

公債証書 借方5万円 金銀 貸方5万円

(4) 第4例

3月6日に5千円を銀行に預けた者があり、これを受取る。この時に銀行へ預けた金高は、金銀であり、銀行に対し借方となる。また、銀行は預け金をする人よりこの額を負えるものなので、この預け主は貸方となる。したがってこの取引の仕訳は、金銀勘定の借方5千円と預け主勘定の貸方5千円と記入する。

金銀 借方5千円 預け主 貸方5千円

(5) 第5例

銀行の出納重役は、新に2万円の銀行紙幣を発行するために、銀行の仕払方に紙幣を発行するための印信(=紙幣発行のための許可証)を出す。銀行は紙幣を発行する権利を有するので、その役人等はこのことが確定するときは、紙幣を発行することとなる。銀行紙幣は、正金同様に世間一般に流通し、紙幣の発行高は、銀行にとっては負債となり、紙幣の所持者から正金と引替の請求を受けたときは、正金を支払わなければならない。この取引の仕訳は、金銀勘定借方3万円と通用紙幣貸方3万円と記入する。

金銀 借方3万円 通用紙幣 貸方3万円

(6) 第6例

3月8日に、大黒屋福助を受取人として、恵比寿屋鯛助を支払人として、振出された2千円の手形がある。福助は鯛助よりのその手形の代金の支払いを待たず、銀行に手形を持参し、割引くことを請求した。銀行はこれを承諾して、その手形の金額2千円から割引料21円を引き去り、残金1,979円を福助の預金勘定へ記入した。したがって福助はいつでも、この金額を切手にても銀行手形にしても引出しが自由となるのである。この取引の仕訳は、代金受取手形借方2千円と預主（大黒屋福助）貸方1,979円、割引勘定貸方21円と記入される。

(7) 第7例

前記（第6例）の手形の支払期日が到来して、恵比寿屋鯛助より手形の金額2千円が支払済となった。手形の金額は、鯛助より正金をもって支払われた。そしてその前に銀行より借となる手形も代金を納めた。したがってその手形より銀行には2千円の金額を生ずることとなる。この取引の仕訳は、金銀借方2千円と代金請取手形貸方2千円と記入される。

上記の7つの仕訳から転記された東部銀行元帳の例題が次に示される。

東部銀行元帳					
借			貸		
金銀之部					
三月一日	株主ニ	一〇〇〇〇〇	三月二日	地所	一〇〇〇〇
六日	金預入ニ	五〇〇〇	四日	公債証書	五〇〇〇〇
七日	紙幣ニ	二〇〇〇〇			
九日	受取手形ニ	二〇〇〇			
借			貸		
株主之部					
			三月一日	金銀	一〇〇〇〇〇
借			貸		
地所之部					
三月二日	金銀ニ	一〇〇〇〇			
借			貸		
公債証書之部					
三月四日	金銀ニ	五〇〇〇〇			
借			貸		
金預入之部					
			三月六日	金銀 受取手形	五〇〇〇 一九七九
借			貸		
紙幣之部					
			三月七日	金銀	二〇〇〇〇

借	受取手形				貸
三月八日	雑色ニ	二〇〇〇	三月九日	金銀	二〇〇〇
借	割引勘定之部				貸
			三月八日	受取手形	二一
借方			貸方		
一八九〇〇〇			一八九〇〇〇		

第5節 帳簿組織

I 種類

『銀行簿記精法』の中で解説された帳簿組織は、主要簿、補助簿そして財務諸表の三つに分類できる。

第1が主要簿としての日記帳（書体第三十三）と総勘定元帳（書体第四十三）である。これに増補日記帳（書体第三十二）、日締帳（書体第三十九）等が加わる。

第2の補助簿としては、株数勘定元帳（書体第九）、株数譲渡日締帳（書体第十）、株数有高帳（書体第十一）、割賦金記載帳（書体第十二）、請合状記入帳（書体第十八）、収納帳（書体第二十）、仕拂帳（書体第二十一）、貯蓄金銀控帳（書体第二十二）、紙幣有高帳（書体第二十三）、金銀有高控帳（書体第二十四）、交換添表（書体第二十五）、交換表（書体第二十六）、交換差引帳（書体第二十七）、当座預金元帳（書体第二十八）、通帳（書体第二十九）、当座預金元帳差引帳（書体第三十一）、預ヶ金受取記入帳（書体第三十五）、発行紙幣記入帳（書体第三十六）、敗裂紙幣記入帳（書体第三十七）、公債証券売買帳（書体第三十八）、仕拂銀行手形記入帳（書体四十）、諸仕拂手形日記帳（書体第四十一）、諸雑費内訳帳（書体第四十二）、総勘定差引残高記入帳（書体第四十四）、府内通用割引手形記入帳（書体第四十五）、府外通用割引手形記入帳（書体第四十六）、代金取立手形記入帳（書体第四十七）、諸受取手形日記帳（書体第四十八）、割引手形元帳（書体第四十九）、割引手形元帳差引残高記入帳（書体第五十）、銀行手形記入帳（書体第五十二）、府外切手記入帳（書体五十四）、出店勘定元帳（書体第五十九）、出店元帳差引残高帳（書体第六十）他等である。

第三が、書体第三に示された「香港上海銀行の身代及び負債の抜書」と同じく香港上海銀行の「損益勘定書」である。

次に最も重要な主要簿を中心に解説する。

II 日記帳

日記帳は、表題の通り、毎日の取引を記載するものであるが、収納帳や仕払帳のようにその事柄の内容を論ぜず、ただ記録していくのではなく、取扱う内容の種類に従い、分類して記録するのである。

例えば、府内通用割引手形は、すべて府内通用割用手形の欄にその合計額を、定期預金はすべて定期預金の欄にその合計額を記入するのである。このようにして当座預金、仕払銀行手形、大阪出店（手形）等も記入するのである。

そして日記帳の左側借方欄には、銀行へ日常に入金される現金の金額とその理由（相手勘定）を示して記入する。

例えば、森三郎が現金23,000円を定期預金として入金した場合、仕訳は次のようになる。

借方 金銀 23,000 貸方 定期預金 23,000

そしてこのシャンド式の日記帳では次のように、左側の借方に記録される。

借方			日記帳		
振替勘定 摘要	摘要	元帳 丁数	振替勘定	現金請入	総計
	定期預金 森三郎			23,000	23,000

この際の入金取引について、次のような解説が見られる。「借方は、その当日に入来りたる入金手形より登記するものなり。この帳面の借方の登記は入金手形より転記する所以て発見すること、……」

すなわち、入金取引については、日記帳以前にまず入金手形（＝入金伝票）に記入し、この入金手形から日記帳へ転記されるのである。

日記帳の右側の貸方欄においても、銀行が日常出金する現金の金額とその理由（相手勘定）を記入する。

例えば、佐々木大三郎が定期預金6,000円を現金で引き出した場合、現在の仕訳では次のようになる。

借方 定期預金 6,000 貸方 現金 6,000

それが日記帳では、次のように記入される。

日記帳			貸方		
振替勘定摘要	摘要	元帳丁数	振替勘定	現金拂	総計
	定期預金				
	佐々木大三郎			6,000	6,000

この際、出金取引についても、日記帳以前にまず出金手形（＝出金伝票）に記入し、この出金手形から日記帳へ転記される。

また当座預金に関する取引は、まず増補日記帳に記入し、この増補日記帳から日記帳へ転記される方式がとられる。

増補日記帳の左側・借方には、当座預金の預入による振替勘定および現金受入が、姓名別に記入される。そして右側・貸方には当座預金の現金払による振替勘定と現金払が記入される。そして増補日記帳の借方と貸方の記入が終了した場合、合計金額を計算し、その合計額を日記帳へ転記するのである。

次に、解説されている増補日記帳と日記帳の関係を、金額を簡略化して、図示する。

増補日記帳

明治6年5月3日

元帳丁数	姓名	摘要	振替勘定	現金受入	元帳丁数	元帳丁数	摘要	振替勘定	現金支払
三	青柳又兵衛	貸方	10,000		三	青柳又兵衛	割引手形	6,000	
五	大黒屋福助	支払銀行手形	5,000		六	山城屋勘助	借方	3,000	
十	浜田武平	貸方		20,000	七	原田善助	借方		10,000
			15,000	20,000				9,000	10,000

日記帳

明治6年5月3日

振替勘定	摘要	元帳丁数	振替勘定	現金受入	総計	振替勘定	摘要	元帳丁数	振替勘定	現金支払	総計
	当座預金 増補日記帳より転写		15,000	20,000	35,000		当座預金 増補日記帳より転写		9,000	10,000	19,000

III 総勘定元帳

総勘定元帳は、日記帳からすべての勘定の記録が、勘定科目別に転記される総合帳簿である。第四巻の書体第四十三では次のように解説されている。例えば、「日記帳も日締帳も、適當の帳とはなし難し、之を探り出すには総勘定を以て目的とするなり、総勘定元帳中には廉立たる勘定毎に、之を區別してその勘定には日々の事故要件を書添ふることとす、この事故要件は日記帳と日締帳より謄写するものなり」と記述している。さらに「総勘定元帳は、計算掛中の最良なる筆生一人之を管轄すべし、銀行中如何なる帳面にても、比帳面より緊要なるはなかるべし。さて此帳面に付て最も至緊の一廉は如何なる事情差起るとも、此帳中の勘定を残して、当日中に締上げざる等のことある可からざるなり。」と論述している。

銀行簿記精法の第4巻18頁に示された総勘定元帳の例題を次に示す。

総勘定元帳
割引府内通用手形

明治六年		摘要	借方	貸方	借或貸	差引残高
五月	三月	日記帳	四二五〇〇		借	一五七八〇〇〇
同	同	同		四〇〇〇〇	同	一六二〇五〇〇
					同	一四八〇五〇〇

IV 財務諸表

卷之一書体第二に、この『銀行簿記精法』の中では、唯一のものと言える財務諸表が作成されている。「香港上海銀行の身代及び負債の抜書」と「香港上海銀行損益勘定書」そして「貯蓄金」である。そしてこの二つの表は、1872年6月29日付で作成されたものである。

「身代及び負債の抜書」の上段の借方は、正金及び地金、公債証書、割引手形及び貸付金証書、入金銀行手形、銀行所持の家作及地所、家什等の金額が記録されている。これらの勘定は、銀行所有の資産に当る勘定である。そして下段の株金入金済高、株数、新株月賦入金高、貯蓄金、流通紙幣、預り金、仕拂銀行、手形、損益勘定等が記録されている。これらの勘定は、銀行における資本と負債及び純損益に当る勘定である。

すなわち、この「身代及び負債の抜書」は、香港上海銀行の1872年6月29日における貸借対照表と言える表である。

そして「損益勘定書」の上段の借方には、利潤中より引き去りたる高、取締役給料、日限未満返済手形、割賦金、入金済の株へ割賦金、新株へ割賦金、割賦金残高繰越し額等の金額が記録さ

れている。これらの勘定は、銀行における費用勘定に相当するものである。

下段の貸方には、利潤と正味利潤高等の金額が記録されている。これらの勘定は、銀行の利益額に相当するものである。ただし、「身代及び負債の抜書」の貸方の最後に記録された損益勘定の金額415,814円29銭の金額は、「損益勘定書」の借方と貸方の合計額と一致する。これは、「損益勘定書」においては、算出された利益がどのように処分されたかが示されているのである。

すなわち、「損益勘定書」の貸方下段には、前期の繰越利益と当期の利益の合計額が示され、借方上段には、その利益の処分高と繰越残高が示されている。したがって、この「損益勘定書」は、損益計算書ではなく、利益処分計算書ということになるのである。

なおこの財務諸表は、西川孝次郎氏の発見した史料によると、Hongkong and Shanghai Banking Corporation の Abstract of Assets and Liabilities と Profit and Loss Account と Reserve Fund の表をそのまま翻訳したものである¹⁾。

明治5年8月の国立銀行条例は、第13条の「銀行利益金分割手続ヲ明カニス」において、国立銀行の頭取及び取締役等は、銀行の総勘定からその純益を計算し、株高に応じて株主にこれを分割すること、さらに紙聞紙上に公告すること、紙幣頭へその計算書を提出することを定めている。

第一国立銀行は、この規定に従い、明治6年12月31日決算による「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」を大蔵省紙幣寮へ提出した。この「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」は、貸借対照表と損益計算書に相当するものである²⁾。そしてこれらの財務諸表を作成するに当たっては、『銀行簿記精法』の香港上海銀行の「身代及び負債の抜書」と「損益勘定書」の2つの表を参照したものという考えもあるが、両者の間には、形式上かなり多くの相違点が見られる。

注

1) 西川考治郎『文献例題 日本簿記学生成史』雄松堂書店、昭和57年6月1日、28-32頁。

2) 片野一郎『日本・銀行会計制度史(増補版)』同文館出版、昭和52年、127-142頁を参照。

後出の「第一国立銀行半季実際報告」と「第一国立銀行半季利益金割合報告」の2つの表は、片野一郎教授の上記の文献(130-133頁)に従い、筆者が多少の修正を加え作成したものである。

第6節 『銀行簿記精法』における原稿と和訳の関係

『銀行簿記精法』は、アラン・シャンドが英文で執筆し、それを海老原瀧と梅浦精一が日本語に訳したものである。しかし、アラン・シャンドの英文の原稿が残されていない。したがって、『銀行簿記精法』における英文と和文の対比は極めて困難である。唯一の例外は、「香港上海銀行の身代及び負債の抜書」の原文の Abstract of Assets and Liabilities, Hongkong and Shanghai Banking Corporation と訳文の対比の可能性ぐらいである。

しかし、『帳合之法』『商家必用』そして『馬耳蘇氏記簿法』との比較を通して、次に英文と和文の対比を試みることにする。

なお、削補、校正に携わった小林雄七郎、宇佐川秀次郎、丹吉人の3人は、明治2年から3年

第一国立銀行半季実際報告

借方

貸方

明治六年十二月三十一日
第一国立銀行頭取
齋藤善助
小野純造

摘要	金額		総計		摘要	金額		総計	
諸抵当公債証書					株金			2,440,800	
紙幣抵当公債証書	1,182,200				本社紙幣流通高			753,195	
預金抵当公債証書	100,000		1,282,200		予金				
金銀有高					定期預金	380,637	50		
紙幣準備本位貨幣	510,000				当座預金	62,177	76		
雑貨幣	6,559,501	27			手形預金	236,049	86		
商業元	557,050		7,626,551	27	御用準備預金	5,172,227	33		
貸附金					御用手形預金	1,092,267	49		
並貸			3,250,068	32	別段預金	2,170,500		9,113,859	94
公債証書					借金				
新公債証書	45,110	97			為換借				
旧公債証書	73,009	81	118,120	78	並借				
地金銀			2,126	95	仕拂手形				
營業用					抵当金				
家作・地所			141,500		滞貸抵当				
					利房抵当				
					仕拂未済賞金			19,161	10
					純益金				
					別段積立金	11,271	24		
					割賦金	54,918			
					後半季繰込	27,362	04	93,551	28
総計			12,420,567	32	総計			12,420,567	32

※ 実際は漢数字であるが、算用数字に変えてある。

にかけて慶應義塾に入り、福沢諭吉の薫陶を受けている。しかし、翻訳を担当した海老原濟と梅原精一は慶應義塾に入っていない¹⁾。

そして『帳合之法』のうちの複式簿記に当たる部分は、明治7年の出版であり、『銀行簿記精法』出版の後である。したがって『銀行簿記精法』が、『帳合之法』の影響を受けたとする確信はない。

上述したように、アラン・シャンドの『銀行簿記精法』は、アラン・シャンドの執筆した英文による銀行簿記に関する原稿を翻訳したものである。しかし、このシャンドが執筆した原稿は存在していない。

したがってこの『銀行簿記精法』のうち、どこまでがシャンドの執筆した原稿からの翻訳であるかが不明である。原稿はなく、シャンドは講述したとする説もあるほどである²⁾。

例えば、福沢諭吉の『帳合之法』、加藤斌の『商家必用』及び小林儀秀の『馬耳蘇氏記簿法』等は、3冊とも翻訳本であり、原書が現存しているので、その比較が可能である。特に、福沢諭

第一国立銀行半季利益金割合報告

借方

貸方

明治六年十二月三十一日 第一国立銀行頭取締 小齋藤純助造	借方		貸方			
	摘要	金額	総計	摘要	金額	総計
	諸入費			前半期繰越高		
	創業入費	6,096	35	利益		
	営繕			割引入		
	什器	3,200		利足入	86,556	64
	給料旅費	12,434	89	手数料	20,454	37
	税金	550		公債証書利息	36,749	
	雑費	7,071	92	公債証書増歩		143,760
	賞金	19,161	10	店舗		01
	損失					
	利息拂		48,514			
	諸抵當金		7			
	利戻抵當		1,687			
	滞貸抵當					
	純益金					
	別段積立金		11,271			24
	割賦金		54,918			
	後半期繰込		27,362			04
	総計		143,760	総計		143,760
						01

※ 実際は漢数字であるが、算用数字に変えてある。

吉の『帳合之法』の場合、福沢は、初編の序文では、原書にない、自分の思想を論述している。しかし、それについては、福沢の執筆した部分と、原書からの翻訳の部分とが明確に理解できるのである。

そして西川考治郎氏の発見した翻訳原稿『銀行諸帳面取扱手続書³⁾』と『銀行簿記精法』を比較すると、大きな違いに驚かされる。

翻訳原稿では、『銀行簿記精法』の第一巻の重要部分である複式簿記の解説や例題が見当たらないのである。そうなるこの『銀行簿記精法』の重要な部分は、小林、宇佐川、丹の3人の日本人による執筆によるものという解釈が生じてくる。

したがって、凡例の部分は、マルシュの文献を参照したもの、また福沢の訳を参照したもの等があるという意見が生じてくるのである⁴⁾。

そうすると、『銀行簿記精法』の内容とアラン・シャンドとの関係に、若干の疑問が生じることとなるのである。

注

- 1) 西川孝治郎『文献例題 日本簿記学生成史』24-26頁。久野秀男『会計制度史比較研究』学習院大学研究叢書、昭和4年、170頁。

書名	銀行簿記精法	帳合之法	商家必用	馬耳蘇氏記簿法
著者名	大蔵省	福沢諭吉	加藤 斌 ^{なかば}	小林儀秀 ^{のりひで}
出版年月	明治6年(1873年) 12月	明治6年6月 明治7年6月	明治6年10月 明治10年4月	明治8年3月 明治9年9月
原著者	Allan Shand	Bryant & Stratton	William Inglis	C. C. Marsh
原書	原稿は残っていない (1873, スコットラ ンド)	Common School Bookkeeping (1871, アメリカ)	Book-Keeping (1872, イギリス)	A course of Practice (1871) The Science of Dou- ble-Entry Book- Keepiing (1871, ア メリカ)
Book-Keeping Book Single entry Double entry Debit (Dr.) Credit (Cr.) Transaction Account Capital Interest Day Book Journal Ledger	簿記法 簿冊 単記 複記 借方 貸方 勘定 株主 利足 日記帳 元帳	帳合 帳面 略式(単記) 本式(復記) 借 貸 取引 勘定 元金 利足 日記帳 清書帳 大帳	商家必用(帳面記方) 帳面 単認 ^{ヒトヘトメ} 複認 ^{カサチトメ} 借方 貸方 取引 勘定 資本 利息 懸売帳 中仕切帳 仕切帳	記簿法 単式 複式 借 貸 取引 勘定 元金 利足 日用帳 日記帳 大帳
Balance Sheet Profit and Loss	身代及ヒ負債の抜書 損益	平均表 損益	差引表(差引見認表) 損益表	正算表 利潤損耗

- 2) 片野一郎『日本・銀行会計制度史』6頁。
- 3) アラン・シャンド『銀行諸帳面取扱手続書』雄松堂, 昭和56年。この文献は, 西川孝治郎氏によ
ると, 西川氏が発見した『銀行簿記精法』の翻訳原稿であり, 手書本と呼べるものである。
- 4) 西川孝治郎『文献例題 日本簿記学生成史』26頁。

第7節 結

明治維新以降, 明治政府は, 国立銀行の設立により, 企業の近代化とインフレーション収束の
解決, さらには物納租税制度から金納租税制度への転換を計った。そのために, 政府は, 明治5
年11月に「国立銀行条例」を發布し, この条例に即して明治6年に第一国立銀行を設立した。た
だし, この第一国立銀行は, 政府監督の下に設立された民間企業で, わが国最初の株式会社で

あった。

すなわち、大蔵大丞渋沢栄一の勸告の下に設立された三井小野組合銀行は、たった3ヶ月で解散し、第一国立銀行へと姿を変えるのである。

したがって、第一国立銀行は、インフレーション収拾という経済上の目的のため、「国立銀行条例」という法律に従い、政府主導の下に、株式会社の形態を持った発券銀行として設立されたのである。

そして大蔵省紙幣頭・芳川顕正の推薦により紙幣寮付属書記官として雇用されたアレクサンダー・アラン・シャンドは、第一国立銀行の会計業務のため、銀行簿記の原稿を執筆した。この原稿は和訳され、『銀行簿記精法』として刊行されたのである。

この『銀行簿記精法』によるシャンド簿記法は、第一国立銀行に導入され、その後のわが国の銀行実務に大きな貢献を果すのである。

『銀行簿記精法』では、入金手形、出金手形、増補日記帳、日記帳、総勘定元帳そして財務諸表さらには多くの補助簿等が解説された。

しかし第一国立銀行では、明治9年以降、伝票システムが導入された。そしてすべての取引は、出金伝票、入金伝票そして振替伝票へ記録され、この伝票から日記帳そして総勘定元帳へと転記されたのである¹⁾。この簿記組織は、シャンド・システムと呼ばれている。

第一国立銀行の創設後、多くの国立銀行が全国各地に設立された。したがって、銀行経営及び銀行簿記の知識を有する多くの者を養成することが必要であった。そこで政府は、明治7年に大蔵省紙幣寮に銀行学局を新設し、そこで銀行簿記の教育を実行した。そしてシャンド・システムは、簿記教科書として採用された。

銀行学局は明治9年には廃止され、これに代わって、銀行学伝習所が設置され、明治12年まで銀行簿記に関する教育が実施されたのである。

このシャンド・システムは、その後も長年にわたり銀行実務の教科書として採用され、簿記教育に大くの貢献を果した。その結果、このシャンド・システムは、全国各地の銀行のみならず、多くの会社及び商人達の間にも普及したのである。

シャンド・システムは、明治、大正そして昭和に至るまで、銀行及び商工業の簿記実務に採用されたのである。シャンド・システムを採用した日本銀行が、このシステムから完全に離れたのは、コンピュータ会計の使用される昭和40年代であったと言われている²⁾。

すなわち、シャンド・システムは、明治6年以降、昭和40年代にいたるまで、わが国のすべての銀行のみならず、多くの商工業者の中で採用され、日本経済発展のために、大きな役割を果たしたのである。

注

- 1) 黒沢清『日本会計制度発展史』24頁。
- 2) 黒沢清、前掲書、12頁。